

アイシック健身塾 会員の皆様へ

《スポーツ傷害保険の御案内》

傷害保険補償の内容

保険金の種類	保険金額
死亡保険金	2,000千円
後遺障害保険金	(最高額) 2,000千円
入院(1日あたり)	3,000円
通院(1日あたり)	2,000円

2012年7月現在

- ◆ スポーツ傷害保険料につきましては、会費に含ませて頂いておりますので、基本的には別途徴収は致しません。(1回のトレーニング当り、保険料50円)ただし、月4回会員様が当月に5回目の利用をした場合、月8回会員様が当月に9回目の利用をした場合に関しては、1回のトレーニング当り、50円を御負担いただきます。
- ◆ 施設内における偶然な事故によりケガをされたり、死亡された時に保険金をお支払いします。(むち打ち症または腰痛などで医学的所見のないものに対してはお支払できませんので、御了承下さい。)
- ◆ 入院保険金は、事故日から180日以内の入院に限ります。
- ◆ 通院保険金は、事故日から180日以内の通院で、かつ90日限度となります。

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険(株)